

行政広報番組

東播磨ふれあいネット

BAN-BANネットワークス111チャンネル
この番組は、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町が共同企画する行政広報番組です。

6月の内容

- 6月1日～(加古川市) 防災対策、できていますか
●6月16日～(高砂市) 地震・洪水ハザードマップ

放送時間

Table with 2 columns: Day (月曜日, 火曜日, etc.) and Time (9:00~, 13:00~, etc.)

交通事故の状況

Table with 4 columns: City (加古川市, 稲美町, 播磨町), 件数, 傷者, 死者

犯罪発生の状況

Table with 2 columns: 種別 (空き巣など, 自転車盗, etc.), 4月の町内犯罪発生件数, 19件の町内犯罪発生件数

おくやみ

Table with 3 columns: 氏名 (敬称略), 町名, 年齢

福祉

家族介護用品の給付制度

家庭で高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。

▼対象 常時おむつを必要とし、介護保険法に規定する介護認定において要介護4または5に認定され、町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族
▼給付の方法 支給限度額の範囲内で組み合わせた紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅で重度の障がいがある方が、褥瘡(床ずれ)の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。

障がい児(者)水泳教室を開催します

水に慣れ親しみ、合わせて身体機能の向上、心身のリフレッシュを図ることを目的として、障がい児(者)水泳教室を開催します。

▼対象

・町内に住所を有し、小学校4年生から中学校に在学する障がい児(身体障害者手帳または療育手帳を所持する児童)

▼実施方法

・1コース8回(1回1時間)を2カ月間で実施します
・保護者同伴(16歳以上の方は除きます)

▼費用

プール使用料 1回350円
教室受講料 2千円(1コース)

▼定員・実施時期など

Table with 3 columns: 対象児童など, 定員, 実施期間, 実施時間

ス8回分)
▼申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、健康いきいきセンターに提出してください

・町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の方
・下肢または体幹機能に障がいのある方

▼医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材

▼助成額 1カ月あたり上限4千円
▼問合せ・申請窓口 福祉グループ

※申込者が多数になったときは抽選になります。
▼受付期間 6月3日(火)～17日(火) 午前10時～午後5時

健康いきいきセンター
079(435)5578
福祉グループ
079(435)2361

播磨町社会福祉協議会

障がい児生活訓練事業(のびのびはりま)スタッフ募集!

障がいのある小学生を夏休み期間の日に預かり、子どもたちの交流などを目的として、日常生活や社会生活の訓練、レクリエーションなどを通して生活訓練を行います。

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用などの一部を助成します。

▼対象 次の要件を全て満たす児童
・児童の保護者が町内に住所を有すること
・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること

①リーダー 1千500円
②スタッフ 800円
③看護師 1千200円

▼申込み・問合せ 指定の申込書に必要事項をご記入のうえ、直接持参または郵送してください
※申込用紙は、窓口または社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

播磨町地域自立支援協議会

「かけはし書き方教室」参加者募集

自己紹介ファイル「かけはし」は、障がいのある人が、「わたし」について誰かに知ってもらおうとするときに役立つように、詳しく記録しておくものです。

▼申込み・問合せ 播磨町地域自立支援協議会 事務局
079(437)3456

ボランティア養成講座 受講生募集

▶申込み・問合せ
播磨町ボランティアセンター
(南大中1-8-41 播磨町福祉
しあわせセンター内)
☎079 (435) 1712
☎079 (436) 5610
Eメール info@harima-wel.or.jp

●要約筆記ボランティア初級講座
要約筆記とは、難聴者、病气
や高齢などの理由で耳が聞こえ
なくなられた方に対して、声な
どの情報を要約し、文字で伝え
る活動です。
要約技術をともに学ぶ人を募
集いたします。一緒に基礎から、
楽しくゆっくり学んでいきま
しょう。

▶日時
6月18日～7月16日の毎週水曜日
9:30～12:00 (全5回)

▶場所
福祉しあわせセンター3階会議室
▶費用 1,000円 (テキスト代)
▶定員 15人
▶締切日 6月9日(月)

●手話奉仕員養成 (初級) 講座
手話は、耳の聞こえない人にと
って重要なコミュニケーション
手段の一つです。テレビなど
でも様々なかたちで取り上げら
れることもあり、目にする機会
も多いのではないのでしょうか。
あなたも手話を学んで新たなコ
ミュニケーションに取り組んで
みませんか?

▶日時 6月25日～平成27年
1月28日 (8月13日、12月31日
を除く) 毎水曜日 19:00～
21:00 (全30回)
▶場所 福祉会館
▶講師 稲美町ろうあ協会、手
話サークルはりま
▶費用 3,500円 (テキスト、
その他資料代)
▶締切日 6月11日(水)



簡易耐震診断の申し込み を受け付けています

昭和56年5月31日以前に着
工した住宅を町内に所有して
いる人は、無料で建築士の行
う簡易耐震診断を受けること
ができます。

- ▼条件 平成12～14年度に実
施した「わが家の耐震診断推
進事業」により診断を受けて
いないこと。ツーバイフォー
工法、丸太組み工法、プレハ
ブ工法は対象外です
- ▼個人負担額 無料
- ▼申込み・問合せ 申込書に
必要事項を記入し、都市計画

グループまでお願いします
都市計画グループ
☎079 (435) 2366
※申込書及び「簡易耐震診断
員名簿」は都市計画グループ
の窓口を設置しております。
また、播磨町ホームページか
らダウンロードしていたたく
ことも可能です。

住民票などの交付申請時 に委任状が必要な場合が あります

住民票や住民票記載事項証
明書などを本人、もしくは本
人と同一世帯の方以外の方が
申請する場合は本人の委任状
が必要です。
▼委任状が不要な場合
申請者が
・本人

平成26年経済センサス 基礎調査及び商業統計調 査にご協力ください

経済センサス基礎調査
と商業統計調査は、共に平成
26年に実施するため、調査対
象となる事業所及び企業にお
ける記入負担の軽減などの観
点から一体的に実施いたしま
す。調査の趣旨をご理解いた

▼問合せ 住民グループ
☎079 (435) 2363

・本人と同一世帯の方
▼委任状が必要な場合
申請者が
・本人と同居所・別世帯の方
・本人と別住所の親族の方
・その他第三者の方
※同居所でも世帯が別の場合
は本人の委任状が必要です。

▼目的
経済センサス基礎調査
・事業所及び企業の活動状態
を調査し、すべての産業分野
における事業所及び企業の従
業者規模などの基本的構造を
全国及び地域別に明らかにす
ること
商業統計調査
・商業を営む事業所について、
産業別、従業者規模別、地域別
などに従業者数、商品販売額な
どを把握し、我が国商業の実態
を明らかにすること

▼対象 経済センサス基礎
調査：全国すべての事業所及
び企業
商業統計調査：卸売業・小売
業を営む全国すべての事業所
及び企業

▼調査方法 兵庫県知事が任
命する調査員が訪問して調査
します。6月中旬に調査区内の
事業所の確認と調査票を配布
し、7月から調査票を受け取
りにつかいます。
また、オンラインを利用し
た回答も可能です。
▼問合せ 企画グループ
☎079 (435) 0356

小児・乳児・新生児の普 通救命講習会

▼日時 6月22日(日)
午前9時30分～12時30分

▼場所
加古川市防災センター

▼対象 播磨町、稲美町、加
古川市に在住または在勤の人

▼定員 先着30人

▼費用 無料

▼申込み・問合せ 6月6日
(金)午前9時から、電話で受け
付けます

※月曜日、6月15日(日)は受け
付けできません。

加古川市防災センター
☎079 (423) 0119

就学援助及び奨学金、 幼稚園保育料の減免

1 小・中学校の就学援助制度
町立小・中学校の学用品費
および給食費などに対して援
助します。

▼対象 生活保護世帯または
世帯全員の所得が基準額以下
の世帯

※昨年度に認定された世帯も
再度申請願います。

2 幼稚園保育料減免制度

▼対象 生活保護世帯または
世帯全体の町民税所得割額が
1万円以下の世帯

3 播磨町奨学金貸付制度

▼対象 高等学校、高等専
門学校、特別支援学校の高
等部、専修学校、各種学校、
大学および短期大学(ただし
私立学校については学校法人
が設置運営する学校であるこ
と)に在学中で、所得が奨学
生資格審査委員会の定める基
準額以下の方に貸し付けしま
す

▼受付期間 6月2日(月)～6
月16日(月) 午前9時～午後5
時(正午～午後1時、土・日
曜日は除く)

※奨学金は、期間終了後の受
け付けはできません。

▼奨学金貸付額

区分	奨学金の額	
国公立の高等学校	月額17,000円	
私立の高等学校	月額29,000円	
高等専門学校	国公立	月額20,000円
	私立	月額31,000円
専修学校	国公立	月額17,000円
	私立	月額29,000円
各種学校	月額22,000円	
大学・短期大学	月額30,000円または 50,000円(自由選択)	

※就学援助及び幼稚園保育料
減免は、期間終了後も随時受
け付けますが、受付期間以
降の申請については、4月1
日にさかのぼって認定できま
せんのでご注意ください。

▼申込み 就学援助及び奨学 金の貸し付けについては教育 総務グループに、幼稚園保育 料減免については、各幼稚園 にお申し込みください

▼問合せ 教育総務グループ
☎079 (435) 0533

加古川警察署 高齢者の死亡事故防止

高齢者の方の死亡事故が増
加しています。高齢者の方々
は次のことに注意しましょう。
・信号無視は危険ですから、
絶対にやめてください
・青信号の点滅が始まった
ら、無理な横断はやめて、
次の青信号を待ってください
い
夕暮れ時から夜間に外出す
るときは、明るい色の服装
や反射材を身につけましょ
う

・斜め横断は、横断距離が長
く、車道上にいる時間が長
くなるので、大変危険で
す。道路を渡るときは、横
断歩道や横断歩道橋を横断
しましょう。自宅付近だか
ら、いつも通っていること
ろだから、「大丈夫」とは
限りません
・交差点では、右左折車両に
注意してください。ドライ
バーが歩行者に気がつか
ないまま進行してくることが
あります

▼問合せ 加古川警察署
☎079 (427) 0110

加古川警察署からのお知らせ

自転車の安全利用 五則を守ろう

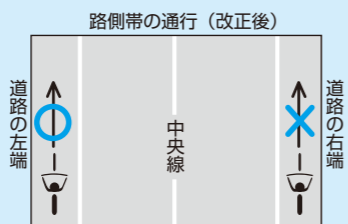
自転車も交通ルールを守って
安全に利用しましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道
は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よ
りを徐行
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転は禁止
○二人乗りは禁止
○並進は禁止
○夜間はライトを点灯
○信号を守る
○交差点での一時停止と安全
確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

道路交通法一部改正

(平成25年度12月1日施行)

自転車の通行方法について法改正が行
われ、自転車が通行できる路側帯が、道路
左側に設置された路側帯(進行方向に向
かって左側の路側帯)のみとなりました。
自転車は、路側帯(歩行者専用路側帯を除
く)を通行することができますが、歩行者
の通行を妨げないようにしましょう。
※路側帯…歩行者の通行または車道の効用
を保つために、歩道のない道路や歩道のない
側の路端寄りに、白線によって区画され
た部分をいいます。



自転車保険に加入しましょう

自転車でも交通事故を起こすと、
刑事責任に加え、損害賠償の義務を
負います。加害者となった自転車利
用者への高額な賠償判決が相次いで
います。自転車保険や個人賠償責任
保険など、様々な保険があります。
もしもの時に備えて、保険の加入を
お勧めします。

- ・東京地裁 (賠償命令額9,266万
円) 自転車で車道を斜め横断し、対
向車線を直進してきた自転車と衝
突。相手方に重大な障害が残った
- ・神戸地裁 (賠償命令額1,239万円)
自転車が信号のない交差点を横断中
の歩行者と衝突。歩行者に顔面骨折
などの傷害を負わせた事故

狩猟免許試験

兵庫県では、今年度も狩猟免許試験と初心者講習会を実施します。詳しくはお問い合わせください。

▶問合せ ○試験に関すること 各県民局(森林)林業課または農政環境部自然環境課☎078 (362) 3463
○初心者講習会に関すること県猟友会☎078 (361) 8127